○幕別町広告掲載基準

（目的）

第１条　この基準は、幕別町広告掲載要綱（平成28年要綱基準等第１号。以下「要綱」という。）第３条第２項の規定に基づき、要綱に定めるもののほか広告掲載に係る必要な事項を定めるものとする。

（規制業種又は事業者）

第２条　次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しないものとし、広告掲載後に該当するにいたった場合も同様とする。

(１)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に該当する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種

(２)　消費者金融

(３)　たばこ（喫煙マナー向上のための広告は除く。）

(４)　ギャンブルに係るもの

(５)　社会問題を起こしている業種又は事業者

(６)　法律に定めのない医療類似行為を行う施設

(７)　興信所及び探偵事務所等

(８)　民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者

(９)　各種法令等に違反しているもの

(10)　行政機関から行政指導を受け、その改善がなされていないもの

(11)　幕別町公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年要綱基準等第30号）別表各号に掲げる措置要件に該当するもの

(12)　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第２条第２項に規定するインターネット異性紹介事業

(13)　幕別町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成17年要綱基準等第14号）に基づく指名停止を受けているもの

(14)　その他広告掲載に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの

（掲載基準）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(１)　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ　法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ　その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(２)　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの

イ　醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ　性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ　犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ　その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(３)　基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　他の者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を棄損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの

イ　人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ　第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(４)　政治性のあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ　政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

(５)　宗教団体による布教推進を目的とするもの等の宗教性があるもの

(６)　個人又は団体の意見広告等の社会問題についての主義主張

(７)　個人又は法人の名刺広告

(８)　内容又は責任の所在が不明確なものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

イ　通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの

ウ　通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもの等で、その実体、内容、施設が不明確なもの

エ　外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

(９)　消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

イ　射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

ウ　社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの

エ　虚偽の内容を表示するもの

オ　法令等に違反する業種・商法・商品

カ　国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ　投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

ク　人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

ケ　自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

コ　商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

サ　他人名義の広告

シ　責任の所在が明確でないもの

ス　広告の内容が明確でないもの

セ　国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体、その他公共の機関が別に認証等を行なっている商品やサービス等に係るものを除く。）

ソ　その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

(10)　青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ　暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ　残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ　暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ　ギャンブル等を肯定するもの

カ　青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(11)　その他町広告掲載が不適当であると認められるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　品位を損なう表現のもの

イ　詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの

ウ　私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

エ　投機を著しくあおる表現のもの

オ　債権取立て、示談引受け等に関するもの

カ　占い、運勢判断等に関するもの

キ　通貨及び郵便切手の複写の使用

ク　謝罪、釈明等のもの

ケ　尋ね人、養子縁組等のもの

コ　暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

サ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせる等、不安を与えるおそれのあるもの

シ　その他社会的に不適切なもの

（業種ごとの個別基準）

第４条　掲載する広告の表示内容については、業種ごとに定めのある関係法令を遵守し、次の各号に掲げる基準に留意するものとする。

(１)　人材募集広告

ア　売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは掲載しない。

イ　人材募集広告にみせかけた商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。

(２)　語学教室等

ア　一月で確実にマスターできる等の安易さや受講料等の安さを強調した表現は使用しない。

(３)　学習塾及び予備校等（専門学校を含む。）

ア　合格率など実績を載せる場合は、確実な資料に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。

(４)　外国大学の日本校

ア　「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示する。

(５)　資格講座

ア　受講する資格の内容を明記し、あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。

イ　講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないよう「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。

ウ　資格講座の募集に見せかけた商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。

エ　受講費用が全て公的給付でまかなえるかのような誤認される表示はしない。

(６)　病院、診療所、助産所

ア　医療法（昭和23年法律第205号）第69条又は第71条及び獣医療法（平成４年法律第46号）第17条等に定める広告規制の関連規定に反しない表示とする。

イ　提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしない。

ウ　提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示しない。

エ　当該医療機関が保有する医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは表示しない。

オ　マークを表示する場合は、必ず文字を併記する。赤十字のマークや名称は自由に用いない。

(７)　施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第７条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条等に定める広告規制の関連規定に反しない表示とする。

イ　施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は表示しない。

ウ　法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）は掲載しない。

(８)　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等

ア　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬事法」という。）第66条から第68条等に定める広告規制の関連規定に反しない表示とする。

イ　最大級及びそれに類する表示はしない。

ウ　効能効果及び安全性を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）はしない。

(９)　健康食品及び保健機能食品等

ア　薬事法第66条から第68条、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条等に定める広告規制の関連規定に反しない表示とする。

イ　医薬品的な効能、効果、成分、用法などの医薬品として誤認されるような表示はしない。

(10)　不動産事業

ア　不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ　不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ　「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）等に基づく表示とする。

エ　契約を急がせる表示はしない。

(11)　弁護士、税理士、公認会計士等

ア　掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ　顧問先、又は依頼者名を表示しない（同意書がある場合を除く。）

ウ　誇大又は過度な期待を抱かせる表示はしない。

(12)　旅行業

ア　旅行業法（昭和27年法律第239号）及び旅行業公正取引協議会の公正競争規約に定める表示とする。

イ　広告主となる旅行業者又は旅行業者代理業者の名称、所在地、旅行業登録番号を表示する。

(13)　通信販売業

ア　会社の概要、商品カタログなどを検討し、町長が妥当と判断したものに限り掲載する。

イ　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項（名称、所在地、電話番号、販売価格、送料、代金の支払い時期と方法、商品の引渡し時期、返品交換の条件等）を表示する。

ウ　事実と異なるなど誤認させる表示はしない。

(14)　雑誌、週刊誌等については、次に掲げる内容に該当するものは掲載しない。

ア　社会秩序を乱すような内容を掲載したもの

イ　虚偽、又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの

ウ　プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの

エ　有害図書と認められるもの

(15)　映画・興業等

ア　暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ　性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ　いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ　内容を極端にゆがめる等、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ　ショッキングなデザインは使用しない。

カ　その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ　年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(16)　古物商・リサイクルショップ等

ア　広告主は、営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ　一般廃棄物処理業の許可を得てない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしない。

(17)　結婚相談所・交際紹介業

ア　結婚相手紹介サービス業認証制度による第三者機関が発行した認証マーク（マル適マーク等）を表示する（加盟証明が必要）。

イ　サービス内容、料金体系、中途解約時の取扱いについて表示する。

ウ　誇大又は過度な期待を抱かせる表示はしない。

(18)　労働組合等

ア　名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定して表示する。

(19)　募金

ア　社会福祉事業のための寄附金募集に限る。

イ　厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得た旨を表示する。

(20)　質屋、チケット等再販売業

ア　個々の相場、金額等は表示しない。

イ　有利さを誤認させるような表示はしない。

(21)　トランクルーム及び貸し収納業者

ア　「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることを明示する。

イ　「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、「当社の○○は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等の主旨を明確に表示する。

(22)　有料老人ホーム

ア　公正取引委員会の有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第３号）及び同運用基準　（平成16年事務総長通達第11号）に反する表示はしない。

(23)　その他、表示について注意を要するもの

ア　割引価格の表示については、「メーカー希望価格の10％引き」など根拠を明確に表示する。

イ　肖像権、著作権の使用については、無断使用しない。

ウ　広告主の所在地及び連絡先を明確に表示する。特に、電話番号は固定電話とし、携帯電話やＰＨＳの表示は不可とする。

エ　アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示する。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示しない。

オ　無料で参加、体験できるもので、費用がかかる場合がある場合は、その旨を明示する。

附　則

（施行期日）

１　この基準は、公布の日から施行する。

（幕別町ホームページ広告掲載基準の廃止）

２　幕別町ホームページ広告掲載基準（平成19年要綱基準等第51号）は廃止する。